定言命法第二定式の基礎づけについて

傣

徹

遠

ように、行為せよ。」 「汝及び他のあらゆる人格における人間性を、単に手段としてのみ扱うことなく、常に同時に目的としても扱う

と命じられている、その目的であり、あらゆる人格の人間性がそれに当たる。これを「目的(1)」とすれば、この定式にはもう げる主題はこれである。この問題に迫る一つの手だてとして、今回の稿で、我々はこの定式に含まれている、しかしカントによっ 難を引き起こしている。 「目的(1)」はそうではなく、カントが目的(2)を表立たせながら論述を行わなかったことは、その主張の理解にさまざまな困 て表だって顕わにされていない「目的」に敢えて注目する。顕わにされている目的は言うまでもなく「目的としても扱うように」 つの目的――「目的(2)」――が伏在している。我々の見るところでは、「目的(2)」は通常の目的概念であるのに対して、 カントは定言命法のこの定式(――第二定式と呼ぶことにする)をどこから、どう導き出したのか。――本稿が全体として掲

そもそも「目的」たり得ないということである。また解釈が辿り着く重要な結論は、第二定式は基本定式を越え出ているという 関係はどうか、等々を見、定式の基礎づけについて一通りの解釈を得る。我々の考察の基底に貫かれる一つの洞観は「人格」は 全体のこういう視点から、「目的」であり得るものは何か、「客観的目的」及び「自体的目的」とはそれぞれ何か、二つの異同・

我々の疑問・批判と関わるところの深いロスの解釈をも参考に取り上げ、カント、我々双方の主張に光を当てることを期する。

カントが、目的に条件づけられた命法は仮言命法で

sich)だと言い進んでおり、こうして彼は、他の目的 もの」であるような目的を、命じるはずであるという じたのであれば、無条件的定言命法は目的そのもの よそあらゆる行為の基礎にあるはずであり、定言命法 れ自体」であるものは「人格」だと述べて、あの定式 て区別したが、後者は「目的それ自体」(Zweck an カントはそれを「主観的目的」と「客観的目的」とし ように、カントは二種の目的を区別するからである。 種の目的であるはずであるとの我々の予想を裏付ける ことを我々はごく自然に受け入れることができるが、 ある。というのも、仮言命法が目的に対する手段を命 さかの躊躇を感じながらも、理解し得ることは確かで を基礎づける目的があると語り出すとき、我々はいさ 定言命法第二定式を導出するに段に到って、目的がお あり、道徳的命法ではあり得ないと既に説いた後で、 て定言命法を根拠づけているのだ、そういう「目的そ の手段とならない、究極的な「目的それ自体」によっ 一方そういう目的は仮言命法を基礎づけた目的とは別 ――しかも他の目的の手段ではない、「目的その

を禁じ得ない。以下その次第を明らかにしよう。トの細部に当たってみると、数々の疑問に襲われるのいう風にこの定式を基礎づけたのであろうか。テキスないと思われるのである。しかしカントは本当にそうを導いたのだ、と、証明の大筋を理解するのに困難は

_

ではあり得ない。目的であり得るものは「もの」ではではあり得ない。目的であり得るものは「もの」ではま現される或る事態である。決してそれは単独の事物が表ことを、目指している、その当のもののことがなり、従ってまたその活動が途中で妨げられることがなり、従ってまたその活動が途中で妨げられることがなり、従ってまたその活動が途中で妨げられることがなり、従ってまたその活動が途中で妨げられることがなり、従ってまたその活動が途中で妨げられることがなり、従ってまたその活動がを中の場の「終わるものであるはずだということである。それはのは或る事態であるはずだということである。それはのは或る事態であるはずだということである。それは重視がある。とは変わるものにあり得るものは「もの」では一体「目的」とはどういうものであろうか。それは一体「目的」とはどういうものであろうか。それは一体「目的」とはどういうものは「もの」ではあり得ない。目的であり得るものは「もの」ではあり得ない。目的であり得るものは、それは、

に入るとき、私のそうする行為の目的は「かぶと虫」 なく、「何か或るものが何かであったり、何かをする なく「こと」なのである。単に「何か或るもの」では こと」であり、私が彼女に傘をさした目的は「私が彼

が彼女のために傘をさすとき、私がそうすることの目 であること、或いは何かをすること」なのである。私 決して単に「或る誰か」ではなく、「或る誰かが何か 「人」にも当てはまる。つまり目的であり得るものは である。そしてここで「もの」について言ったことは かせることの目的は「果実」ではなく、「果実の結実 木が花を咲かせ、やがて果実を実らせるとき、花を咲 ではなく、「かぶと虫が私の手に入ること」である。 こと」なのである。例えば、私がかぶと虫を求めて森

が森の中に入った目的は「私がかぶと虫を手に入れる 為者を主語として記述できるような、事態である。私 の行為者が主体としてそこに存在しているような、行 れていることであるから、目的となる事態は一般に当 為の目的であるものはその行為によって実現が期待さ あって、決して「彼女が私を嫌うこと」ではない。行 どと言われたりすることもあるが、それも正確には る。傘をさした私の本当の目的は「彼女」だろう、な 的は「彼女」ではなく、「彼女が濡れないこと」であ 「彼女が私に歓心をいだくこと」と言うべきところで

> 行為者への言及を除いて、単に「行為」としても記述 な) 「かぶと虫を捕まえること」、私が彼女に傘をさし し得る。私が森へ入った目的は(私が――言わずもが 主語にして記述される事態であるとき、その事態は、 女の歓心を買うこと」である。行為の目的が行為者を 女を雨に濡れないようにすること」、或いは「私が彼

また人格を目的として扱うとはどうすることなのか。 である。一体人格が目的であるとはどういうことか。 すべきかの問題である。人格は「事態」ではないから 目的として扱うべきだ、とのカントの主張をどう理解 直ちに直面するのが、人格が目的であるとか、人格を 体人格がどうなること、またはどうすることが、或 ところで、以上のように見ることが正しいとすると、 ずれにせよ、それは単に「人」や「もの」ではあり得

態」または「行為」であると言わなければならない。

る。こうして一般に行為の目的であり得るものは「事 わずもがな)「私をよい会社に就職させること」であ 彼が私に推薦状を書いてくれた目的は、(彼が――言 た目的は「彼女を濡れないようにすること」、である。

但し正確に記述されるときにはすべて事態である。い

いはせいぜい人格をどうすることが、定言命法が命じ

だとの主張は不十分で、意味をなさないのではないか。 ればならないはずであり、だとすれば「人格」が目的 る行為の目的だと、カントは言うのか。少なくとも 「人格が(または人格を)破壊すること」ではなく、 **| 人格が尊重される(人格を尊重する)こと」でなけ** 尤もカントはこのことを十分意識していたようにも

うか。少なくともカントはここで「目的」という語を ことになるであろう。しかしそうだとして、我々はカ 態や行為でない人格が目的だと言っているのではない である。少なくともカントは無意識ないし不用意に事 結果ではないことを主張しているように思われるから ることによって、間接的に、定言命法の目的は行為の 為の結果であるような目的は仮言命法の目的だと述べ 的(実質的目的)は総じて相対的である」と述べ、行 して任意の行為の成果(Wirkungen)として立てる目 見える。というのも、彼は「理性的存在者が自らに対 ントのその論の進め方をどう受けとめればよいであろ

> ないか。 事態であることに十分思いが届いていなかったのでは か。或いはもしかすると、やはりカントは目的が本来 味自体を理解できないままに取り残されるのではない る、或いは目的であるべきである、との彼の主張の意

の注意は十分及んでいないようである。目的とは我 く、「こと」であるはずだということには一般に我々 確かにカントのみならずとも、目的が「もの」でな

逆に「母が喜ぶために」そうしたのであるから、目的 少なくとも「母が悲しむために」そうしたのではなく、 そうなれば、私が母のために花を買う行為の目的は の「何々」に入るもののことだと考えている節がある。 が或ることを「何々のためにする」と言うときの、 「母」であるということになるであろう。しかし私は

ように思われる。そして「獲得される」のは「こと」 だ」などと言う。こういう言葉遣いからは、「目的 はしばしば「人生の目的は金ではなく、精神の豊かさ ろのもの」と定義することは不十分である。また我々 いであろう。目的を「そのために我々が行為するとこ が「母」だと言うだけでは、何も言ったことにならな とは「我々がその獲得を目指すもの」と定義され得る

りが一言なりとあって然るべきではないか。それがな とになるであろう。とすれば、そのことについての断 普通の意味でではなく、全く別の意味で用いているこ

い以上は、ともかくも我々はそもそも人格が目的であ

だけでなく、「もの」でもあり得るであろう。

この定義はあまりにも狭きに過ぎるであろう。これと 似た仕方で、目的を「我々がその達成を目指すもの」、

| 我々がその実現を目指すもの」と定義したときにも

ては、「目的」という語が極めて粗略な意味で用いら ある。結局「人生の目的は金ではなく、云々」にあ 得るものは「もの」でなく、「こと」だけとなるので ·---それは十分可能なはずであるが)、既に目的たり

すること」だということが、本来の主旨なのである。 得すること」ではなく「精神の豊かさを自らのものと いずれにせよ、カントが「人格が目的である」とか、

人格の中の「人間性を目的として扱う」といったこと

れていると見るべきであろう。人生の目的は「金を獲

というネガテイヴな意味ではともかく、定かな意味で うことであろう。しかし「目的として扱う」とはどう という言葉は理解できなくはない。それは人間を或る 目的を達成するための「道具」のようなものとして扱 という問題がある。我々は「人格を手段として扱う」 を語るときに、その意味を我々は正確に理解できない ――これは、せいぜい「手段としない

われることは、カントが「人間は、また一般に各理性 以上のこととも関連して疑問を増幅させるように思

理解できない

として扱うべきだと命じるのである。カントは一体道 ことを述べ、第二定式はその線を引いて、人格を目的 い。しかし引用の後半は人格を目的と見るべきである るとき、我々は人格に関して何かをしなければならな を達成する「べき」ものである。人格が現に目的であ 必要はないのではないか。目的とは何らか我々がそれ 既に現に目的であるなら、目的とするよう命じられる るのか、それとも目的であるべきなのか。もし人格が うに思われる。一体カントにとって、人格は目的であ もう一方で人格を目的とする「べし」と言っているよ 方では人格が目的として現に「ある」と言いながら、 である。」と述べることである。カントはここで、 自身及び他の理性的存在者を目指すあらゆる行為にお て任意に用いられるための手段としてではなく、自分 る(existiert)のであって、単にあれこれの意志にとっ 的存在者は、それ自身における目的として現存してい いて常に同時に目的として見られなければならないの

徳性が我々に何を命ずると言うのであろうか。人格と いう目的を何らか実現することなのか(――その場合

目的とすることなのか(――この場合目的がまだ必ず しも存在していない)。 目的は既に存在している)、それともそもそも人格を

だあやしくなってきて、疑問は根本にまで達する。 或いはどういうものでなければならないのか。それは ら揺るがざるを得ないであろう。一体定言命法を根拠 たり得ないことが明らかになったとき、証明は根底か ントは定言命法を根拠づけ得るような目的を求めて るのかも、その根拠づけはどうなっているのかも、 のかも分からないとなると、一体第二定式とは何であ とすべきであるとかいうことが分からないだけでなく と述べていたことは実際に維持されているのか。第二 う作業に終始一貫し得ていたのか。定言命法は唯一だ であり得たのか。カントは定言命法の根拠を探るとい づけるはずの「客観的目的」とはどういうものなのか。 定式は本当に基本定式と本質的な点で同一なのか。 人格がそれだとされた「自体的目的」とそもそも同 人格に到ったはずである。しかし人格が原理的に目的 人格が既に目的であるのか、これから目的にすべきな 以上のように、 人格が目的であるとか、人格を目的 カ

そういうものとして仮言命法の基礎となり得るのであ 後者の「目的」という語を前者のそれとは異なった意 を示すためであるが、ロスによれば、 言命法を根拠づけることのできる目的 仮言命法の基礎となる目的(主観的目的)とは別に定 的目的」・「主観的目的」の区別をカントが行うのは、 に彼(カント)が引く二つの区別」だと言う。 的目的」である)の区別とは「違った種類の目的 なくカント自身の語では前者は Zweck an sich「自 and non-independently subsisting ends 言っまでも に存立していない目的」(independently subsisting 目的」の区別と「独立に存立している目的」・「独立 スである。ロスはカントの「客観的目的」・「主観的 題点を指摘し、自身の一定の解釈を示しているのは 味で用いた。前者では「目的」は通常の用法のように 為の源泉としての欲求を斥ける」のであるから、 るが、しかしカントの「義務の倫理学」は「道徳的行 「欲求の対象」 (an object of desire) のことであり、 以上の我々の疑問に深く触れ合うようにカントの 四 カントはその際 (客観的目的

命法の基礎となる「目的」はこれとは別の意味のもの

でなければならなかった。ではその別の意味とは何か。でなければならなかった。ではその別の意味とは何か。

当為によって記述されるものであれば義務の倫理学の 字句には基づかない、むしろカントの理論の整合的理 that is worthy of being an object of desire) & のが欲求されるべきであるという事実が義務の基礎を ることはあり得ないと言ったけれども、しかし或るも のが欲求されているという事実が義務の基礎を形成す 基礎であり得るわけである。「彼(カント)は或るも べきものということを語った方がよかったであろう。」 語る代わりに、彼は、欲求されるもの及び欲求される たと言う。「主観的目的及び客観的目的ということを 自分の主張をなし得たはずであり、そのほうがよかっ れた「目的」という語をわざわざ用いることなしにも、 もあろう、彼は、カントはこういう通常の意味をはず 解から導かれた解釈と見るべきであろう。そのためで ある。」と言う。但し彼はこの解釈の典拠をカントの テキストの中に指示してはいない。テキストの直接

ばかりでなくさらにカントはこれとは別の種類の目的を特定の意味の目的として記述するとき、カを命法への服従に基づくものとして記述するとき、カを命法への服従に基づくものとして記述するとき、カを一定の種類の目的を目指すものとして記述するとき、カを一定の種類の目的を目指すものとして記述するとき、カをして「客観的目的」という概念を、「目的」という語の通常の意味からはずれてそれを用いつつ、導入のとして「客観的目的」という概念を、「正しい行為のとして「客観的目的」という概念を、「正しい行為でそれを求めることには「矛盾はない」のである。義のントが一旦定言命法から目的を排除しながら、ここかりでなくさらにカントはこれとは別の種類の目的とい行為。それを記述の意味の意味がある。表のとして「客観的目的とは可能を表している。それを記述の意味がある。表のとして「客観的目的とは可能を表している。

う。」ロスによれば「これが事実カントが第二定式で^(®) 形成することがあり得るとは、彼は十分言えるであろ 行っていること」なのであり、こうとらえるならば からである。」ロスが人間は目的ではあり得ないと述 求の対象はまだ現存して(exist)いない何かである

ある。「というのも、目的は欲求の対象であるが、欲間はこれ(目的――筆者)であることはない」からで

この概念及びその反対概念の区別を導入するようにと述べるのである。ところで、彼によれば、カントがの概念、「独立に存立する目的」の概念をも導入した

強いられる」(is forced) のは、「カントは既に人間

を目的として記述している」が、「通常の意味では人

端的に欲求の対象のことである」との考えであること ずれであれ、 は彼自身にはなく、はっきりしない。しかしそれはい そも「存立する」(subsist) という語と「現存する り、カント自身が「人間は自体的目的として現存して すると考えるからなのか、それとも既に我々が見た通 れはなぜなのか、――独立に存立する目的は当然現存 に存立する目的」とを重ねていることが分かるが、そ この文脈でロスは一既に現存している目的」と一独立 によって」それを「正当化する」ことを通してである。 いう、極めて例外的な種類の目的として記述すること か。それはカントが人間を「既に現存している目的と 的であり得ないはずであるにもかかわらず、カントが 的」たり得ないと言うのである。しかし本来人間は目 現存しないはずであるが、人間は現存する以上、「目 が分かる。この前提の上に立って、欲求の対象はまだ によれば、カントはここでも「極めて例外的な」意味 (exist) という語を同義で用いていたのか――の説明 いる」と述べているからなのか、それともロスはそも 人間を「目的」と呼ぶことはいかにして可能だったの 問題ではないであろう。ともかく、ロス

べる理由の前提は、彼が一貫して保持する「目的とは

い目的」、つまり依存的な目的が「欲求の対象」とい

での「目的」を語るのであり、「独立に存立していな

あるはずの理想」である。論の要点は、「人間を目的

subsistent) 目的という概念はカントにとって事態を う通常の意味での目的であるのに対して、「独立に存 ということとして解釈するが、もう一方では、対他者 方では単に「人間を妨害し(interfere with)ない(窒) 自存的目的であるということを念頭に置きながら、 身の解釈の仕方である。すなわちロスによれば、 は、「人間を目的として扱う」ということのカント自 もない。」事態の紛糾とロスが見るものは、具体的に 紛糾させるもの(embarrassment)以外の何もの する目的だと言うのである。しかしロスによれば、こ 立する目的」は、「欲求の対象」と相容れない、現存 しかし人間性が自存する目的であるとすれば無意味で るのに対し、後者は「人を発奮させる理想であるが、 たることであって、「義務の概念に属する」ことであ ろで、前者はただ人間の「権利を認める」という、 の完全・不完全義務の例の場合のように、 「積 極 的な トは「人間を目的として扱う」ということを、人間は のカントのやり方には無理がある。「自存的 「目的の追求というよりは むしろ法則への服従」に当 *人間性の促進*』ということとして解釈する。とこ

と「自体的目的」を結びつけるのに対して、ロスは、と「自体的目的」を結びつけるのに対して、ロスは、たるや「自存する目的」の意味は、目的の追求と呼べる間を目的として扱う」の意味は、目的の追求と呼べる間を目的として扱う」の意味は、目的の追求と呼べる間を目的として扱う」の意味は、目的の追求と呼べる間を目的として扱う」の意味は、目的の追求と呼べるであったはずの人間性を促進するという、意味をなさであったはずの人間性を促進するという、意味をなさであったはずの人間性を促進するという、意味をなさであったはずの人間性を促進するという、意味をなさいことなのである、ということであろう。ロス自身ないことなのである、ということであろう。ロス自りはいて扱う」ということの意味が、カントでは、一方として扱う」ということの意味が、カントでは、一方として扱う」ということの意味が、カントでは、一方として扱う」ということの意味が、カントでは、一方として扱う」ということの意味が、カントでは、一方として扱う」ということの意味が、カントでは、一方として扱う」ということの意味が、カントでは、一方として扱う」ということの意味が、カントが「客観的目的」

概念で本来指そうとしていたものは善意志のはずだ――既念で本来指そうとしていたものは善意志のはずだ――ロスはここでそれを汲み取ろうとしていると言えなさない。にもかかわらずカントがそうするとき、彼なさない。にもかかわらずカントがそうするとき、彼なさない。にもかかわらずカントがそうするとき、彼なさない。にもかかわらずカントがそうするとき、彼なさない。にもかかわらずカントがそうするとき、彼なさない。にもかかわらずカントがそうするとと、彼なさない。にもかかわらずカントがそうはしていると言えの双方の概念を結びつけることは厳密に見れば意味をの双方の概念を結びつけることは厳密に見れば意味をの双方の概念を結びつけることは厳密にしているのだと取る場合だいるであろう。人間がそもそも目的ではないと取る場合だしているのは善意志のはずだ――概念で本来指そうとしていたものは善意志のはずだ――概念で本来指そうとしていたものは善意志のはずだ――概念で本来指そうとしていたものは善意志のはずだ――

じて理解できるのは、我々がそれを、どんな人間の中

五

これがロスの結論である。

をなさないと考えているのではないか。それが最後に存する欲求されるべきもの」という矛盾を来して意味る目的」なのであるから、二つの結びつけは「既に現前者は「欲求されるべきもの」、後者は「既に現存す

言われたことであろう。

以上の批判を踏まえながら、ロスは次のように結論

我々は既に人間は厳密には目的ではあり得ないはずだ我々自身が抱いた疑問と少なからず触れ合うであろう。るところであるが、ロスの疑問ないし批判はもともと以上がロスが第二定式の「目的」に関して述べてい

且つ同時に自存的な目的として記述することがかろう的ではないということである。そして人間を客観的でする。「明らかな事実は、厳密には人間はそもそも目

と述べたが、ロスもこれを明らかな事実だと言う。ま

た我々は、人格という「自体的目的」は既に現存して 味をなさないのではないか、と問うたが、ロスも「客 か、もし現存しているなら命法が命じていることは意 いるのか、それともこれから現存させられるべきなの

もある。その一つは、ロスはカントが「目的」で本来 ある)を結びつけることの矛盾として、同様のことを 問題にしていた。勿論ロスにあって、我々にないもの 観的目的」(欲求されるべし)と「自体的目的」(現に

何を指していたのかを探り、自身の解釈を積極的に示

だと述べたのに対して、ロスは人間が目的でないこと は明らかな事実だと述べるが、その理由を説明はして にすることである。我々は目的であり得るものは事態 ある。その一つは、人間は目的ではない次第を明らか すことである。また我々にあって、ロスにないものも

上がるところを通して、我々にとって必然性をもち得 を加えることにしよう。そして、そうする中で浮かび 方にロスを、見渡す地点に立って、双方の主張に吟味 いない(*)。我々は以後、一方にカントを、もう一

> ろう。水は現存するが、欲求の対象となり得るのではないか。 べていたが、しかしこれは理由の説明にはなっていないであ 上、目的ではあり得ないと、上に取り上げた批判の中程で述 同様に、現存する人間もどうして欲求の対象となり得ないで

う。欲求の対象が目的であるなら、少なくともこの場合人間 あろうか。例えば私は或る女性を妻に得たいと欲するであろ

の通らない上のロスの主張自体が、実は、目的とは「もの」

が目的となることを認めなければならないのではないか。筋

ではなく「こと」だということに思い到っていないことに由

来するのだと思われる。確かに人間は目的ではあり得ない。

こと」が目的なのである。人間が目的ではあり得ないのと全 女」は私のその行為の「目的」ではない。「彼女を妻に得る 例えば私が得たいと望む女性を音楽会に誘う場合でも、「彼

的であり得る。一般に現存する「もの」は目的ではあり得な を飲むこと」「水を撒くこと」「水を流すこと」等々だけが目 く同様の理由で、「水」そのものも目的ではあり得ない。「水

らではなく、それが「もの」だからなのである。一方、現存 い。しかしそれが目的であり得ない理由はそれが現存するか 目的を「欲求の対象」と規定することが既に最初の混乱の内 する「こと」は決して目的となることはあり得ない。ロスが・・・ 「欲求の対象」という語で「こと」ではなく「もの」を指し、

にあり、更なる混乱を引き起こしている。

るカント解釈の線を探るように努めることにしよう。

きもの」だ、「欲求の対象に値するもの」だ、とも必 こういう文脈で「目的」を語ることは決して特異では ず儀礼的訪問をする目的で旅行するときには、目的は「 常に欲求の対象であろうか。確かに私が楽しむことを きもの」の意でなければならない、というのがその解 的」は「欲求されるべきもの」だと言うとき、二つの 「主観的目的」は「欲求されているもの」、「客観的目 ずしも言えないのではないか。そもそもロスの言う ないか。しかしさりとてまた、それは「欲求されるべ ないはずであるが――「欲求の対象」ではないのでは である。しかし私が役職上気が進まないのにやむを得 目的に旅行するときには、目的は私が「欲求するもの である。だがこれはそもそも正当であろうか。目的は 提がある。それは「目的とは端的に欲求の対象である 釈であった。この解釈にはロスが一貫して保持する前 は「欲求の対象であるに値するもの」、「欲求されるべ であり得るが、定言命法の根拠となる「客観的目的 的目的」は「欲求の対象」という通常の意味での目的 スの解釈を検討しよう。仮言命法の前提となる「主観 Î |欲求」とはどういう種類の欲求であろうか。 彼が 我々はまず、「客観的目的」の意味についての П

れずに(――たとえ理性によってであれ)義務からな か。少なくともカントは、道徳的に善い行為が欲求さ て定言命法の基礎であることができるのではなかろう ではなく、「義務から目指されるもの」であって初め の」ではないのである。そして「欲求されるべきもの」 から目指されるもの」は必ずしも「欲求されるべきも いか。注意すべきは、先程も述べた通り、この「義務 ろこの意味での、しかも通常の意味での、目的ではな 適合し、そうであればカントの「客観的目的」はむし ないか。この意味での目的はまさしく義務の倫理学に しろ「義務の対象」「義務から目指されるもの」では べきではないか。その別の意味の場合の「目的」はむ とは別の意味も含まれる事実を認めることから出発す 的」という語に、先ほど挙げたような、「欲求の対象」 ないのではないか。むしろ我々は通常用いられる「目 味に関するロスの解釈には無理があると言わざるを得 らかである。我々はどうしても、「客観的目的」 の意 なるが、それをカントが承認するはずのないことは明 は「感性(傾向性)によって欲求されるべきもの」と ことをロスも認めているのであるから、一客観的目的 であるなら、「主観的目的」は仮言命法の根拠となる

されることの可能性と、その行為の道徳的価値を、承

「欲求」は同じ種類のものなのであろうか。同じ種類

から目指されるべきもの」ではない。儀礼的訪問が しろそれは「義務から目指されるもの」だと解すべき 「欲求されるべきもの」だとのロスの解釈を斥け、 「義務から目指され(てい)るもの」であって、「義務 義務から目指されるべきもの」であるかどうかは今 ところで、儀礼的訪問の場合の目的はどこまでも む

認したのであった。こうして我々は「客観的目的」は

ろ「義務から目指されるべきもの」ではないかとの疑 題である。これに対して、定言命法の基礎となる客観 的目的は「義務から目指されるもの」ではなく、むし の文脈とは関係なく、別個に独立に考えられるべき問

問が生まれるかもしれない。現に既に目指されている か。当為であるものにしてはじめてそうあり得るので ものは義務を命ずる命法の基礎たり得ないのではない

指されるもの」として当然それは当為を内に含む。た 的」は実は当為を含まないのではない。「義務から目 か。しかし「義務から目指されるもの」としての「目 る場で働くものこそ定言命法に他ならないのではない から目指されるべきものは一体何か、――こう問われ が果たして義務から目指されるべきものなのか、義務 はないか。儀礼的訪問という義務から目指されるもの

> だその当為がどこに及ぶかである。「義務から目指さ ではないが、義務に基づいて「実現されるべきもの」 れるもの」は義務に基づいて「目指されるべきもの」

現されるべきもの」「果たされるべきもの」であればある。)そして定言命法を基礎づけるものはこの「実 よいのであって、「目指されるべきもの」である必要 務はこの目指しているものをその通り実行することで べきなのではない。それは既に目指している。私の義 の「義務からの目的」であるとき、私は訪問を目指す 「果たされるべきもの」なのである。 (儀礼的訪問が私

要であるが、カントの定言命法はおよそ何を行うべき 的として行為し、且つそれを実現するよう命じている。 定言命法が「Xすべし」と命ずるとき、それはXを目 べきかについての命法に限られているわけではない。 かに関する命法であるのであって、特に何を目的とす はない。後者は目的に関する定言命法の基礎として必

感性的欲求から独立に目指される目的をカントは「専 それは定言命法の基礎であるはずである。そしてこの はなく、それから独立に目指されるものである限り、 のである限り、言い換えれば、(感性的) 欲求からで

はずである。そしてXが純粋に義務から目指されるも このXに何が来るか、それをカントは問題にしている

べきもの」ではないであろう。 「独性的存在者が理性から目指す目的」――カント自 の意味に取ったとしても、「客観的目的」は「欲求す できもの」ではないとき、「客観的目的」はカントで 性が目指すもの」であるとき、そして「理性が目指す いか。そしてともかくこうして「客観的目的」が「理 いか。そしてともかくこうして「客観的目的」が「理 いか。そしてともかくこうして「客観的目的」が「理 いか。そしてともかくこうして「客観的目的」と ではないとき、「客観的目的」は「欲求す できもの」ではないであろう。

(Ⅱ)ではその理性的存在者が純粋に理性から目指すないのではないか。

ロスは、もともと目的ではあり得ない人間に、カン

ことである。

る以上、上のことは検討の対象とはならない。 る以上、上のことは検討の対象とはならない。 を同時的 (一一「現存する目的」)を指摘していた。しかし我々の見るひつけることがもたらす矛盾(一一「欲求されるべきび「自存的目的」(一一「現存する目的」)を指摘していた。しかし我々の見るびっけることがもたらす矛盾(一一「欲求されるべきび「自存的目的」(一一「欲求されるべきが「自存的目的」(一一「欲求されるべきもの」)及りが「客観的目的」(一一「欲求されるべきもの」)及

れば「目的」という語を使わずに言い表すよう努めるということで言おうとしたことを、必要且つ有効であるか。我々はロスと同様の方法で進む他ないであろう。きか。我々はロスと同様の方法で進む他ないであろう。きか。我々はロスと同様の方法で進む他ないであろう。さか。我々はロスと同様の方法で進む他ない。どうすべなると、カントが重視は理解しようがない。どうすべなると、カントの主張は理解しようがない。とかしそうであるので、人間は目的ではあり得ない。しかしそうであるので、人間は目的ではあり得ない。しかしそうであるので、人間は目的ではあり得ない。とうさいうことである。

指しているところ(目的)を果たすことになるのか。 内にある人間性を……目的として扱うように行為せよ こで目的とされていることは何かと言うとき、論者が もしれない。それはまさしく人間(性)であり、それ うてみたい。しかしこの言葉は読み手を困惑させるか 第二定式の中で目的とされていることは何なのかを問 それとは別の道を進みたい。そしてここで、そもそも は、ロスが行ったように、カントが定式を適用した四 は何なのか。命じられている行為はどうしたときに目 において、命じられている行為の目的である「こと せよと命じているのか。「汝の人格及び他の各人格の 式はどういう「こと」を目的として目指しながら行為 終わりに到達される「事態」であるような、或いは ではなく、論者自身のそれ、つまり既に見た、行為の 考えている「目的」とはカントの言葉遣いでの「目的 以外の何ものでもあり得ないのではないか。しかしこ が一つの適切な方法であろう。しかしここでは敢えて 種の義務の例に即して、具体的意味を探るということ ントが考えていることは何なのか。それを探るために (Ⅲ)「人間(性)を目的として扱う」ということでカ 「行為」であるような、目的である。 定言命法第二定

であろう。

らは以下のような幾つかの重要な事実が明らかになるらは以下のような幾つかの重要な事実が明らかになるではないのではないか。つまり「人間(性)を目的として扱うことを目的として扱うこと」が理性的存在者「人間(性)を目的として扱うこと」が理性的存在者で扱うことを目的として扱うこと」が理性的存在者でしてそういうものとしておうこと」が理性的存在者をしてそういうものとしておうこと。言い換えれば、感性的欲求から独立に理性がそれ自身で目指すこと、言い換えれば、感性的欲求から独立に理性がそれ自身で目指すこと」が理性的存在者ではないのではないか。つまり「人間(性)を目的として扱うように行為せよ」は「人間(性)を目的として扱うことを目的として扱うことを目的として扱うことを目的として扱うことを目的として扱うことを目的として扱うことを目的として扱うことを目的として扱うことを目的として扱うことを目的として扱うの重要な事実が明らかになるのは以下のような幾つかの重要な事実が明らかになるのではないか。また明らかにないか。

(1)は行為の結果の先取りとしての目的ではない。行為の結果の先取りとしての目的である。一方、目的して扱う」ということが生起するような目的、つまりとして扱う」ということが生起するような目的、つまりを目的(2)として行為せよ」の中には「目的」が(1)、を目的(2)として行為せよ」の中には「目的」が(1)、

明らかにそれは「人間(性)を目的として扱うこと」

目的(2)は理性的存在者が理性から目指す目的で

が用いる独自の意味の「目的」である。 法に沿って使われている。一方目的(1)はカントだけえられ得るが、そこでは「目的」という語は通常の用

あり、それは「義務から目指されること」とも言い換

自体で絶対的価値をもつ」ような、その意味で自立し

て仮言命法の場合のように、同時により先に目指され③ 目的(2)は定言命法の基礎となる目的であり、従っ

る他の目的への手段でもあるような目的ではない。そ

目的であり、その意味でそれ自身で完結した、独立しではなく、そのもの自身のためにそれを目指すようなれを目指す行為が、他のもののためにそれを目指すの

④ 目的(1)と目的(2)とは別の概念である。目的た、「究極的」な、「絶対的」な目的である。

的(2)は、前項で見たように、或る意味で(――他のは人格・人間(性)であり、「もの」である。また目(2)は事態・行為であり、「こと」であるが、目的(1)()「自つ」でものできます。

とされるようなこと、ではなく、「その現存在がそれ性によって立てられるような目的、理性によって目的よって目的とされること、である。一方目的(1)は理性との関係では「依存的」、「相対的」な目的である。を 理性的存在者が理性から目指す、その意味で理目的との関係で)「独立」した、「絶対的」な目的であ目的との関係で)「独立」した、「絶対的」な目的であ

るような違いがあると思われる。
――二つの間にはおそらくそう言い表し得対し、目的(1)はいわば理性の働きに先立ってそれと(2)はいわば理性の働きとともにそれとしてあるのに身で目的として存在しているもの―――である。目的ている、その意味で「自体的」である目的――それ自

概念へ進む必然性もない。別の言い方をすれば、目的⑥ それだけでなく、目的(2)の概念から目的(1)の置き換えることはできない。

目的①と目的(2)とは異なる以上、両者を直ちに

(2)の概念そのもの中には含まれていない。を目的として扱う」ということとなる必然性は目的的」な目的であるが、その絶対的な目的が「人間 (性)可能性がある。目的(2)は ③ に述べた意味で「絶対(2)を目的(1)を含まない仕方で立てることもできた

とである。そういう行為としては、例えば、「真理に的存在者が理性からめざすような行為であるというこまり「究極目的」であるような行為であり、且つ理性に更なる目的をもたない、そこで完結するような、つ入るものを定める条件はそれ(Xすること)がその先

⑦ 「Xすることを目的(2)として行為せよ」のXに

いは同じことであるが、「同時に普遍的法則であるこ

義務である目的一は二つあり、それは「自己の完全性」ろうが、カントは『道徳形而上学』の中で、「同時にの「同時に義務である目的」と言い表こともできるであい。目的(2)、つまり「義務から目指されること」はといったことが少なくとも一応は考えられるであろう。とか、「平和を実現する」とか、「正義を貫く」

この二つはXに入り得るのである。こうして ⑥ で述および「他人の幸福」であると述べている。明らかに義務である目的」は二つあり、それは「自己の完全性」ろうが、カントは『道徳形而上学』の中で、「同時に

訳したのでははっきりしないが、本来それぞれ、自己及び「他人の幸福」fremde Glückseligkeit は、そう

ないことは、カント自身の事実によっても示されて

べたこと、即ち目的(2)から目的(1)へ進む必然性が

いる。(尚、「自己の完全性」 eigene Vollkommenheit

た諸々の行為原則の中で、このXに入り得るものは ⑨ カントが第二定式を導出する段階以前に既に示し ⑨ カントが第二定式を導出する段階以前に既に示し がどれほど明確に自覚していたかはともかく、明らか がどれほど明確に自覚していたかはともかく、明らか に彼に存在する。) に彼に存在する。) に被に存在する。) を語ったとき、その「目的」は「目 が完全であること、他人が幸福であること、としてい が完全であること、他人が幸福であること、としてい が完全であること、他人が幸福であること、としてい

Xに「人間(性)を目的(1)として扱う」を代入した⑩ 上記の⑥ 及び® から導き出される結論として、が定言命法の基本定式に他ならない。前二者を第三のものに具体化して、Xに代入したものとを意志し得るような格率に従うこと」だけである。

ろ定言命法の中にもともと含まれていなかった或る新ものを表に顕し出したものであるとも言えない。むしとは言えない。基本定式の中にもともと含まれている第二定式は、基本定式からそのまま導き出されている

れていると言うことができるであろう。はあるが――から、第二定式は基本定式+aから導か第二定式の枠組みは目的の側面からとらえている違いしロスにならって言えば、基本定式は法則の側面から、枠組みは基本定式と同一のものであると言える――但

うまでもなく、「人間、一般に各理性的存在者は自体

的目的として現存する」(α) であろう。 第二定式の

ことを目的(2)として行為せよ」――に加わったこと

しい原理が定言命法の第二定式の枠組み――「Xする

によって導き出されている。この新しい原理とは、言

は明らかである。では彼が「客観的目的」と呼んでい⑪(目的(1)をカントが「自体的目的」と呼んだこと

|義務から行為すること」、「道徳法則に従うこと」、或

この点で少なからず重要なのは、彼が「客観的目的」気づき、注意していたかどうかにも依存するであろう。カントが目的(1)と別のものである目的(2)の存在にるものは目的(1)か、目的(2)か。答えは、一部は、

どこにも見あたらないことは確かである。彼は或る箇的が行為であることを彼がはっきり示している箇所はわれることである。しかしそうかといって、客観的目について、理性がそれを「与える」と言っていると思

る。とすれば、ロスが言ったように、「客観的目的」所では人格は「客観的目的」であると明言してすらい(密)

「主観的目的」が感性的欲求と相関的な目的であるの簡単には言えない。但し「客観的目的」はもともと、と「自体的目的」とが異なった種類の目的であるとは、

脈で、一方「自体的目的」は人格の存在をそのもの自に対して、理性にとっての目的であることを述べる文

「理性的存在者が理性から目指す目的」と言い表したはあるように思われる。「客観的目的」は、我々が

ような、つまり理性にとって――それは必然的にあら

ゆる理性的存在者にとってということになるが

身でとらえている文脈で、語られている、という違い

は理性的存在者が自らの存在においてそれであるよう「客体」である目的であるのに対して、「自体的目的」

であるかを、ひとまずそれに相当するものが人格であと、またそのためにはそれはどういうものであるはず「客観的目的」が定言命法を基礎づけるはずであること言い表すこともできるであろう。従って、カントはな、つまり理性的存在者が「主体」である目的である、

格をそれに相当するものとして見出している、と、二を明らかにした上で、次いで「自体的目的」である人

段構えに彼の手順をとらえるべきであろう。そして、

問題にし、「理性が与える」目的でのみあり得ること

はそれに相当するものが何かの問いは先に置いたまま、るということはいわば括弧に入れたまま、ということ

の「目的(2)」に当たるものとして、はっきりと「自分思いを致さなかったために、「客観的目的」を我々だが彼は目的が「こと」でなければならないことに十

言えることは、カントが目的(2)の存在に注意し、と見ることができるであろう。いずれにせよ、我々に体的目的」と区別して概念化することがなかったのだ、の「目的(2)」に当たるものとして、はっきりと「自

的として扱うことを目的として行為せよ」である、と(Ⅳ)定言命法第二定式は正確には「人間(性)を目で明確なものとなったはずであるということである。ながら、論を進めたなら、我々の理解ははるかに容易「客観的目的」によってそれを我々にはっきりと示し

の意味はそれ自身から探られるべきなのではないか。き方向を指示しているのではないか。つまり目的(1) 絶対的価値をもつ」ということに他ならないのであり、 的」と言う語を消去して言い表せば、「人間(性)は 絶対的価値をもつもの」を言い換える言葉として用い 箇所で、カントはそれを、「その現存在がそれ自身で ではないか。「自体的目的」という語を最初に語った た、その文脈そのもに手がかりは求められるべきなの より具体的には人間が「自体的目的」だと言われてい 題の「人間(性)を目的として扱う」の意味を探るべ から探る手がかりが後者の内にはないことを知った今、 的(2)と別の、カント独自の概念であり、前者を後者 言わなければならない。それどころか、目的(1)は目 とはどういうことかは依然として不明のままであると していること、つまり「人間(性)を目的として扱う」 しかし以上の考察を通しても、我々がもともと問題に いうことから明らかになる事実は以上の通りである。 ていた。「人間(性)が自体的目的である」とは、「目 (1)は目的(2)から独立であるということが、実は問 転することを促されているのではないか。即ち、目的 かしよく反省してみるならば、我々はここで見方を逆 一層我々は途方に暮れている感を覚えなくはない。し

ずであり、またその方がよかった、と言うことに他なずであり、またその方がよかった、と言うことに他ならて扱う」ということも、その意味は「人間(性)を絶対的価値をもつことも、その意味は「人間(性)を絶対的価値をもつないとして、扱うということなのではないが、他の箇所で彼が言っていることで更に言い換えれが、他の箇所で彼が言っていることで更に言い換えれが、人間(性)を我々が「自分の意のままにできない」が、取り替えられたり、優先されたりしてはならない」が、取り替えられたり、優先されたりしてはならない」が、取り替えられたり、優先されたりしてはならない」が、取り替えられたり、優先されたりしてはならない」が、取り替えられたり、優先されたりしてはならない」が、取り替えられたり、優先されたりしてはならない」が、取り替えられたり、優先されたりしてはないが、と言うことに他ないれる。しかし我々がこう述べることに他ならない。こう解釈することが許されるなら、カントの言葉がよってまた「人間(性)を自めとして扱う」ということも、その意味が言いていることに他なが、の話をもつが、より正にはいる。

六

らない。

カントの第二定式を理解することに努めてきた。このの言葉であるかに留意しながら、 それを踏まえつつ、以上、我々は「目的」という語が本来どういう意味

註

の定式の本来の構造を探って、そこから基本定式との定式が指示していることの具体的意味を探り、またこ

た。具体的には、第二定式は基本定式(=第二定式の第二定式は基本定式を越え出ているということであっ関連をも探った。そこで我々が到った重要な結論は、

次にそれを見なければならない。 対の解釈も実はある。我々は従って一旦立ち止まって、と我々は見たのである。しかしこれには真っ向から反から導かれるが、αは基本定式から独立な原理である枠組み)+「人格は自体的目的として現存する」(α)

(続く)

Grundlegung zur Metaphysik der Sitten=Grて行う。書名には以下の略号を用いる。

Kritik der reinen Vernunft=KrV

Kritik der praktischen Vernunft=KpV

Die Metaphysik der Sitten=MS

(1) 「意志に対してその自己規定の客観的根拠として働くものは目的である」(Gr, 427)という言葉は「客観的」という語があるために、あらゆる行為ではなく、定言命法に従う行為のみを念頭に置いて言われているとの解釈を生まなくないとも思われるが、しかしそれは一般的に考えても、カントの思想に照らしても、採り難いであろう。尚、ペイトンの該当箇所に付された彼の註を参照。(Groundwork of the Metaphysics of Morals, translated and explained by H. J. Paton, (Harper Torchbook, 1964, p. 138)

- る。」(428) よって生み出されるあらゆるものの価値は常に条件的である。「Gr, 427 同様の表現は他にもある。「我々の行為に
- (3) ここで「目的」の意味が通常と異なるとは、「客観的

「目的」という語の意味ではないということである。 従っ目的」という語の中の「目的」という語の意味が通常の

前者の違いについては何ら言及していない。とは別のことである。カントは後者の違いは説明するが、て「客観的目的」が「主観的目的」とは異なるということ

- (4) Gr, 428 強調カント自身。
- (5) D.Ross, Kant's Ethical Theory—A Commentary on the Grundlegung zur Metaphysik der Sitten, 1954, p. 49f.
- (6) ibid., p. 50
- (7) ibid., p. 50f.
- Wiindiakait alialish zu sain) blattoえることがある単に幸福であることとの対比で、「幸福に値すること」(dieは言えないと思われるのは、カントがしばしば道徳性を、(8) 但し、この言い換えが全くカント自身に根拠がないと

Würdigkeit, glüclich zu sein) ととらえることがあることである。(Vgl. Krv, B834, KpV, 130)

D. Ross, op. cit., p. 51

(9), (10), (11), (12), (13), (14), (15), (16), (17)

- (18) ibid., p. 50
- (19), (20), (21) ibid., p. 51
- 22) ibid., p. 52
- (33) ibid., p. 51f.

- (24) ibid., p. 51
- (25), (26) ibid., p. 52
- 「もの」と見ていた節があるので、こう言い表す。自身が「客観的目的」を「こと」ではなく、人格というら目指されること」と言い表すべきところであるが、一つら目指されること」と言い表すべきところであるが、一つら 我々が既に目的であり得るものは「もの」ではなく、「かり」と見ていた節があるので、こう言い表す。

(28) 尤も、例えば「人生の目的は金でなく、精神の豊かさじ意味で「人生の目的は本来は金ではなく、精神の豊かされるである。しかしこの言葉は本来「人生の目的とされるべきものは金ではなく、精神の豊かさだ」というような場合には、「目的」は「目指されるべきだ」というような場合には、「目的」は「目指されるべきだ」というような場合には、「目的」は「目指されるべきだ」と言い表されるべきであったのではないか。

- (%) Gr, 428
- (젊) ibid., 427

(%) MS, 385

- (32) ibid., 428
- 践的法則として働くべき客観的原理の――筆者)根拠はころからしてそうであるが、更にまた次を参照。「(普遍的実(33) 「客観的目的」「自体的目的」が最初に説明されるとこ

ることが開かれて来るとき、それは「客観的目的」でもあ 問わないすべての理性的存在者にとって普遍的なことであ のものである。理性の普遍性を介して、このことが自他を は各理性的存在者が自らの存在においてそれであるところ は同時に客観的原理でもある。] (Gr, 429)「自体的目的」 拠に基づいて、自らの現存在をそう表象する。従ってそれ の理性的存在者も私にとって妥当するのと全く同じ理性根 は原理は人間の行為の主観的原理である。しかし他の各々 うである ―― 理性的本性者は自体的目的として現存する。 人間は必然的に自らの現存在をそう表象する。その限りで

(34) Gr, 428

(35) 第二定式は「単に手段としてのみ」との対比で述べら (36)「人間、また一般に各理性的存在者は、それ自身にお あることは、それまでの叙述から明らかである。 れるので「同時に目的としても」と表現されるが、この 「目的として」は完全な表現では「自体的目的として」で

(37)「それ(人格)が単に手段として仕えることになるよ 意志にとって任意に用いられるための手段としてでなく……」

ける目的として現存しているのであって、単にあれこれの

うな他の目的がそれ(人格という目的)に取って代わるこ

とはできない」(Gr, 428)

(38) カントが一方で人格は自体的目的として現存すると言 と述べる問題については、この反対の見解を見た上で論じ いながら、他方で自体的目的とみなされなければならない

(人文学部

られることになるであろう。